改正後	現行	改正理由
強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領	強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領	
制定:平成17年7月15日付け支援第431号農政部長通知 最終改正:令和5年5月19日付け経営第210号農政部長通知	制定:平成17年7月15日付け支援第431号農政部長通知 最終改正:令和4年5月23日付け経営第192号農政部長通知	
第1 趣旨 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付等要綱」という。)に基づく整備事業( <u>産地基幹施設等支援タイプに限る。</u> )、これらと連携して実施する別表に掲げる推進事業、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付ける設置第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「提事業業」という。)、規度産物等強化実施要綱」という。)、農産が等強出拡大施設整備事業交付金交付等要綱(令和4年12月7日付け27経営第2612号農林水産事物等企業の企業を支援を有益を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援の企業を支援を対象を支援を対金の方も立て、という。)に関する事業という。)に関する事業を支援を対象を支援を対金の方も産地基幹施といき、という。)に関する事業を支援を対象を支援を付金の方も産地基幹を支援をで付金の方も産地基幹を支援をで付金の方も産地基幹を支援をで付金の方も産地基幹を支援をで付金の方も産が、企業を支援を付金の方も産が、企業を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を支援を対象を対象を支援を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	第1 趣旨     強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付等要綱」という。)に基づく整備事業(食品流通の合理化を除く。)、これらと連携して実施する別表に掲げる推進事業、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「農地利用効率化実施要綱」という。)、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手確保実施要綱」という。)、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「輸出拡大実施要綱」という。)、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「対のの食料システム戦合推進事務、次官依命通知。以下「スマート農業の総本産主産強化対策事業費補助金等交付等要綱」という。)、大時略、地大大会、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	<ul><li>○所要の整備</li><li>○国要綱等の名</li><li>事業備</li></ul>
号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手育成・確保等交付要綱」という。)、輸出拡大交付等要綱、持続的生産強化交付等要綱、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産	命通知。以下「担い手育成・確保等交付要綱」という。)、 <u>輸出拡大実施要綱、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領(平成28年</u> 1月20日付け27食産第4823号、27生産第2395号及び27政統第492号	<ul><li>○国要綱等の名 称変更等に伴う</li></ul>

第3175号及び3 畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長通知。 以下「持続的生産強化実施要領」という。)、スマート農業交付等 要綱、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以 下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則の運用について (昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」 という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるも のとする。

### 第2 事業実施計画の承認

1 強い農業づくり事業における産地競争力の強化の取組に係る 事業及び農産物等輸出の拡大の取組に係る事業を実施しようと する事業実施主体(市町村を除く。以下この項において同じ。) は知事が別に定める様式により、次世代施設園芸地域展開の促 進の取組に係る事業を実施しようとする事業実施主体(スマー ト農業交付等要綱別紙3のIの第1の2の(1)に定める事業実施 主体をいう。以下同じ。)及び水田農業高収益作物導入推進の取 組に係る事業を実施しようとする事業実施主体(持続的生産強 化実施要領別紙2のⅡの第1の2の(1)に定める取組主体を いう。以下同じ。)は農林水産大臣が別に定める様式により、そ れぞれ事業実施計画を作成し、市町村長(事業実施地区の範囲 が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として 主に事業を行う区域を所管する市町村長とする。)に提出するも のとする。ただし、全道、総合振興局若しくは振興局(以下「総 合振興局等」という。) 又は複数の総合振興局等の区域を対象と する広域的な事業(以下「広域的事業」という。)を行う事業実 施主体(以下「広域的事業者」という。)は、知事(全道にわた り事業を行う場合に限る。) 又は主たる総合振興局長若しくは振 興局長(複数の総合振興局若しくは振興局の区域を対象とする 広域的事業において主に事業を行う区域を所管する総合振興局 長又は振興局長をいう。以下「主たる総合振興局長等」という。) に提出し、その承認を受けるものとする。

#### 2 略

3 強い農業づくり事業における経営改善の取組に係る事業及び 担い手確保・経営強化の取組に係る事業を実施しようとする事 業実施主体は、知事が別に定める様式により事業実施計画を作

農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「輸|整備 出拡大実施要領」という。)、農産物等輸出拡大施設整備事業交付 金交付要綱(平成28年1月20日付け27生産第2394号農林水産事務次 官依命通知。以下「輸出拡大交付要綱」という。)、持続的生産強 化交付等要綱、持続的生產強化対策事業実施要領(令和4年4月 1日付け3農産第3175号及び3畜産第1993号農林水産省農産局長、 畜産局長通知。以下「持続的生産強化実施要領」という。)、スマ 一卜農業交付等要綱、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道 規則第34号。以下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則 の運用について(昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。 以下「運用」という。)に定めるもののほか、この要領の定めると ころによるものとする。

#### 第2 事業実施計画の承認

1 強い農業づくり事業における産地競争力の強化の取組に係る 事業及び農産物等輸出の拡大の取組に係る事業を実施しようと する事業実施主体(市町村を除く。以下この項において同じ。) は、知事が別に定める様式、次世代施設園芸地域展開の促進の 取組に係る事業を実施しようとする事業実施主体(スマート農 業交付等要綱別紙3の1の第1の2の(1)に定める事業実施主体 をいう。以下同じ。)及び水田農業高収益作物導入推進の取組に 係る事業を実施しようとする事業実施主体(持続的生産強化実 施要領別紙2のⅡの第1の2の(1)に定める取組主体をいう。 以下同じ。) は、農林水産大臣が別に定める様式により事業実施 計画を作成し、市町村長(事業実施地区の範囲が2以上の市町 村の区域にわたる場合にあっては、原則として主に事業を行う 区域を所管する市町村長とする。) に提出する。ただし、全道、 総合振興局若しくは振興局(以下「総合振興局等」という。)又 は複数の総合振興局等の区域を対象とする広域的な事業(以下 「広域的事業」という。)を行う事業実施主体(以下「広域的事 業者」という。)は、知事(全道にわたり事業を行う場合に限る。) 又は主たる総合振興局長若しくは振興局長(複数の総合振興局 若しくは振興局の区域を対象とする広域的事業において主に事 業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長をいう。以 下「主たる総合振興局長等」という。) に提出し、その承認を受 けるものとする。

#### 2 略

3 強い農業づくり事業における生産の効率化の取組に係る事業 及び担い手確保・経営強化の取組に係る事業を実施しようとす る事業実施主体は、知事が別に定める様式により事業実施計画

成し、総合振興局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

4 総合振興局長等(主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。) -は、1、2及び3で提出のあった事業実施計画の承認を行う場 合は、あらかじめ、農政部長と協議するものとする。

### 第3 事業実施計画の変更

1 産地競争力の強化の取組に係る事業及び農産物等輸出の拡大 の取組に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事 業実施計画について、次の場合にあっては、第2の例により事 業実施計画の変更の手続を行うものとする。

(1) 略

(2) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。) の内容の変更であって、次に掲げるもの

ア 強い農業づくり交付等要綱別記1の1の第3の2の(4)又 は輸出拡大交付等要綱別紙のⅠの第5の5に定める変更 イ 略

(3) 略

- 2 強い農業づくり交付等要綱別記1のIの第3の2の(4)又は**輸** 出拡大交付等要綱別紙のIの第5の5に定める地域提案に係る 事業内容の変更のうち1の(1)から(3)までに該当しない場合に あっては、知事又は総合振興局長等に報告するものとし、報告 を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。
- 3 経営改善の取組に係る事業及び担い手確保・経営強化の取組 に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事業実施 計画について、次の場合にあっては、第2の例により事業実施 計画の変更の手続又は総合振興局長等への報告をするものとし、 報告を受けた総合振興局長等は農政部長に報告するものとする。
  - (1) 承認を要する事業実施計画の変更

ア~イ 略

ウ 農地利用効率化実施要綱第4の5及び担い手確保実施要

を作成し、総合振興局長等に提出し、その承認を受けるものと する。

- 4 1にかかわらず推進事業に係る産地収益力の強化に向けた総 合的推進における家畜改良増殖の取組のうち乳用牛の生産性の 向上に関する事業を実施しようとする事業実施主体は、知事が 別に定める様式により事業実施計画を作成し、知事が認める団 体(以下「知事特認団体」という。)に提出する。
- 5 4により事業実施計画の提出を受けた知事特認団体は、自ら が事業実施主体となる事業の事業実施計画と併せて、当該事業 実施計画として知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 6 総合振興局長等(主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。) は、1、2及び3で提出のあった事業実施計画の承認を行う場 合は、あらかじめ、農政部長と協議するものとする。

### 第3 事業実施計画の変更

- 1 産地競争力の強化の取組に係る事業及び農産物等輸出の拡大 の取組に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事 業実施計画について、次の場合にあっては、第2の例により事 業実施計画の変更の手続を行うものとする。
  - (1) 略
  - (2) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。) の内容の変更であって、次に掲げるもの
    - ア 強い農業づくり交付等要綱別記1の1の第3の2の(4)又 は輸出拡大実施要綱第4の5に定める変更

イ 略

- 2 強い農業づくり交付等要綱別記1のIの第3の2の(4)又は輸 出拡大実施要綱第4の5の(3)に定める地域提案に係る事業内容 の変更のうち1の(1)から(3)までに該当しない場合にあっては、 知事又は総合振興局長等に報告するものとし、報告を受けた総 合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。
- 3 生産の効率化の取組に係る事業及び担い手確保・経営強化の 取組に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事業 実施計画について、次の場合にあっては、第2の例により事業 実施計画の変更の手続又は総合振興局長等への報告をするもの とし、報告を受けた総合振興局長等は農政部長に報告するもの とする。
  - (1) 承認を要する事業実施計画の変更

ア~イ 略

ウ 農地利用効率化実施要綱第4の5又は担い手確保実施要 ○所要の整備

○国要綱の趣旨 改正による整備

○所要の整備

○国要綱等の名 称変更等に伴う 整備

○国要綱等の名 称変更等に伴う

○国要綱の趣旨 改正による整備

綱別記の第1の7に定める変更

- 工 農地利用効率化実施要綱に基づく融資主体支援タイプの 取組に係る事業及び条件不利地域支援タイプの取組に係る 事業にあっては次の変更
  - (ア) 成果目標の変更
  - (1) 事業実施地区の変更
  - (ウ) 事業実施主体が行う助成の対象(以下「助成対象」という。)の事業内容の新設
- <u>オ</u>補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変 更

(ア)~(イ) 略

(2) 報告を要する事業実施計画の変更

農地利用効率化実施要綱別記<u>の</u>Iの第1の3の(1)のイ及び(2)のア、Ⅱの第1の2の(1)のア及び(2)のア並びにⅢの第1の3の(1)並びに担い手確保実施要綱別記<u>の</u>第1の4の(1)<u>の</u> <u>イ</u>に定める助成対象者(以下「助成対象者」という。)及び助成対象となる整備内容の変更(追加的信用供与補助を除く。)であって(1)に該当しないもの

4 略

## 第4 補助金の交付申請書類

1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、<mark>補助対象者が、</mark>農政第1号様式(昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第○号様式」において同じ。)の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、知事(全道にわたり事業を行う広域的事業者及び知事が認める団体(以下「知事特認団体」という。)に限る。)又は総合振興局長等に対し行うものとする。

(1)~(5) 略

2 補助対象者は、1の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体(次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあってはスマート農業交付等要綱別紙3のIの第1の2の(2)に定める取組主体を含む。以下「事業実施主体等」という。)及び助成

綱に定める変更

(7) 農地利用効率化実施要綱に基づく融資主体支援タイプの取組に係る事業及び条件不利地域支援タイプの取組に係る事業並びに担い手確保・経営強化支援事業の場合

a 成果目標の変更

b 事業実施地区の変更

- <u>c</u> 事業実施主体が行う助成の対象(以下「助成対象」 という。)の事業内容の新設
- (イ) 農地利用効率化実施要綱に基づく被災農業者支援タイプの取組に係る事業の場合

成果目標の変更

<u>工</u> 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変 <sub>更</sub>

(ア)~(イ) 略

(2) 報告を要する事業実施計画の変更

農地利用効率化実施要綱別記 I の第 1 の 3 の (1) のイ及び (2) のア、Ⅱの第 1 の 2 の (1) のア及び (2) のア並びにⅢの第 1 の 3 の (1) 並びに担い手確保実施要綱別記第 1 の 4 の (1) に定める助成対象者(以下「助成対象者」という。)及び助成対象となる整備内容の変更(追加的信用供与補助を除く。)であって (1) に該当しないもの

4 略

第4 補助金の交付申請書類

1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式(昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第○号様式」において同じ。)の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、市町村長(水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業を実施する事業実施主体の構成員に市町村が含まれている場合は、当該事業実施主体を含むものとする。)、広域的事業者又は知事特認団体(以下「補助事業者」という。)が第2に準じ知事(全道にわたり事業を行う広域的事業者及び知事特認団体に限る。)又は総合振興局長等に対し行うものとする。

(1)~(5) 略

2 補助金の交付を受けようとする者は1の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体(次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあってはスマート農業交付等要綱別紙3のIの第1の2の(2)に定める取組主体を含む。以下「事業実施主体等」

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備

対象者の納税対応状況について、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体等が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

#### 第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、強い農業づくり事業の実施に要する経費 (以下「補助対象経費」という。) に強い農業づくり交付等要綱、 農地利用効率化実施要綱、担い手確保実施要綱、輸出拡大交付等 要綱、持続的生産強化交付等要綱、スマート農業交付等要綱及び 別表に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。 ただし、事業実施主体等及び助成対象者が消費税法(昭和63年法 律第108号) 第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部 又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に 該当し、消費税等仕入控除税額の額が明らかなときには、補助対 象経費に補助率等を乗じた額から、当該事業実施主体等及び助成 対象者における消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる 消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れ に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税 法 (昭和25年法律第226号) 第72条の83に規定する「地方消費税の 税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得 た金額をいう。以下同じ。)を減じた金額の範囲内で交付申請を行 うものとする。

補助金等交付申請額= (補助対象経費×補助率等) -

事業実施主体等及び 助成対象者における 消費税等仕入控除税額

### 第6 補助金の交付の決定等の通知

1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、産地競争力の強化の取組に係る事業にあっては別記第2-1号様式、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあっては別記第2-3号様式、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあっては別記第2-4号様式、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあっては別記第2-5号様式、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業にあっては別記第2-6号様式に掲げる指

という。) 及び助成対象者の納税対応状況について、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体等が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

### 第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、強い農業づくり事業の実施に要する経費 (以下「補助対象経費」という。) に強い農業づくり交付等要綱、 農地利用効率化実施要綱、担い手確保実施要綱、輸出拡大実施要 綱、持続的生産強化交付等要綱、スマート農業交付等要綱及び別 表に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。 ただし、事業実施主体等及び助成対象者が消費税法(昭和63年法 律第108号) 第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部 又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に 該当し、消費税等仕入控除税額の額が明らかなときには、補助対 象経費に補助率等を乗じた額から、当該事業実施主体等及び助成 対象者における消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる 消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れ に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税 法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の 税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得 た金額をいう。以下同じ。)を減じた金額の範囲内で交付申請を行 うものとする。

補助金等交付申請額=(補助対象経費×補助率等)-

事業実施主体等及び 助成対象者における 消費税等仕入控除税額

# 第6 補助金の交付の決定等の通知

1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、産地競争力の強化の取組に係る事業にあっては別記第2-1号様式、生産の効率化の取組に係る事業にあっては別記第2-2号様式、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあっては別記第2-3号様式、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあっては別記第2-4号様式、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあっては別記第2-5号様式、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業にあっては別記第2-6号様式に掲げ

○国要綱等の名 称変更等に伴う 整備

○国要綱の趣旨改正による整備

令書により行うものとする。 2~6 略

第7~第8略

### 第9 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振 興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の 補助事業等変更承認申請書に第4に掲げる関係書類を添えて、 申請を行うものとする。
  - (1) 略
  - (2) 補助事業の内容の変更

## ア略

イ 費目(取組)の新設又は廃止。ただし、「費目」とは、整 産地競争力の強化の取組に係る事業にあっては強い農業づ くり交付等要綱別表1の1のメニュー欄に掲げる小事業(例 として、 $1 \circ (1) \circ (7) \circ$ 区分欄のIの経費欄の2に定めるものを、経営改善の取組 に係る事業にあっては担い手育成・確保等交付要綱別表Ⅱ の区分欄の3の経費欄の1の(1)及び(2)に定めるものを、 担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあっては担い手 育成・確保等交付要綱別表Ⅱの区分欄の1の経費欄の2の (1)及び(2)に定めるものを、農産物等輸出の拡大の取組に 係る事業にあっては輸出拡大交付等要綱別表1の1のメニ ュー欄のアからケに定めるものを、本要領別表に掲げるも のにあっては別表のメニュー欄に定めるものをいう。また 「取組」とは、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る 事業にあっては持続的生産強化実施要領別紙2のⅡの第1 010(1)のア及びイ並びに(2)のアからウに定めるものを、 次世代施設園芸地域展開の取組に係る事業にあってはスマ ート農業交付等要綱別紙3のIの第1の1の(1)から(4)に 定めるものをいう。

- ウ 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変 更
  - (ア)補助対象経費(イに定める費目に係る事業にあっては費目ごと。以下この項において同じ。)の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補

る指令書により行うものとする。

第7~第8 略

### 第9 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振 興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の 補助事業等変更承認申請書に第4に掲げる関係書類を添えて、 申請を行うものとする。
  - (1) 略
  - (2) 補助事業の内容の変更

ア略

イ 整備事業及び別表の推進事業に係る費目の新設又は廃止。 ただし、「費目」とは、整備事業のうち産地競争力の強化の 取組に係る事業にあっては強い農業づくり交付等要綱別表 10I0メニュー欄の10(1)0アの(7)から(7)、イの(7)から( $\dot{p}$ )、 $\dot{p}$ の( $\dot{r}$ )から( $\dot{z}$ )、 $\dot{r}$ の( $\dot{r}$ )から( $\dot{z}$ )、 $\dot{r}$ 、(2)のア から力並びに強い農業づくり交付等要綱別表の区分欄のI の経費欄の2に定めるものを、生産の効率化の取組に係る 事業にあっては農地利用効率化実施要綱別表1の1の(1)及 び(2)、2の(1)及び(2)、3の(1)及び(2)並びに担い手育成 ・確保等交付要綱別表Ⅱの区分欄の3の経費欄の1の(1)及 び(2)に定めるものを、担い手確保・経営強化の取組に係る 事業にあっては担い手育成・確保等交付要綱別表Ⅱの区分 欄の1の経費欄の2の(1)及び(2)に定めるものを、農産物 等輸出の拡大の取組に係る事業にあっては輸出拡大実施要 綱別表1のIの1の(1)のアからケ及び(2)に定めるものを、 推進事業のうち水田農業高収益作物導入推進の取組に係る 事業にあっては持続的生産強化実施要領別紙2のⅡの第1 010(1)のア及びイ並びに(2)のアからウに定める取組を、 次世代施設園芸地域展開の取組に係る事業にあってはスマ ート農業交付等要綱別紙3のIの第1の1の(1)から(4)に 定める取組を、本要領別表に掲げるものにあっては別表の メニュー欄に定めるものをいう。ウにおいて同じ。

ウ 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変 更

(ア)補助対象経費(イに定める費目に係る事業<u>(次世代施</u> 設園芸地域展開の取組に係る事業及び水田農業高収益作 物導入推進の取組に係る事業を除く。(イ)において同じ。) ○所要の整備

○国要綱等の名 称変更等に伴う 整備

助対象経費の減を除く。ただし、次世代施設園芸地域展開の促進の取組及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業以外の場合に限る。)

(イ) 補助金額(イに定める費目に係る事業にあっては費目 ごと。以下この項において同じ。)の30パーセントを超え る減又は補助金額の増(補助事業の内容の変更を伴わな い場合の補助金額の減を除く。ただし、次世代施設園芸 地域展開の促進の取組<u>及び</u>水田農業高収益作物導入推進 の取組に係る事業以外の場合に限る。)

2 略

第10~第19 略

### 第20 額の再確定

産地競争力の強化の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業及び次世代施設園芸地域展開の取組に係る事業については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 補助事業者は、額の確定後にあって、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事又は総合振興局長等に対し、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17に準じて提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19の1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第21 交付状況の報告

第22 帳簿及び書類の備付け

1 略

2 事業実施主体等は、産地競争力の強化の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業及び次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあっては、強い農業づくり事務取扱い第3に定める次に掲げる関係書類を、整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあっては、(7)を除くものとする

にあっては費目ごと。以下この項において同じ。)の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。ただし、次世代施設園芸地域展開の促進の取組及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業以外の場合に限る。)

(イ) 補助金額(イに定める費目に係る事業にあっては費目 ごと。以下この項において同じ。)の30パーセントを超え る減又は補助金額の増(補助事業の内容の変更を伴わな い場合の補助金額の減を除く。ただし、次世代施設園芸 地域展開の促進の取組、水田農業高収益作物導入推進の 取組に係る事業以外の場合に限る。)

エ 成果目標の変更

2 略

第10~第19 略

【新設】

○所要の整備

○国の要綱に基 づく額の再確定 の規定の整備

○以下条項繰下げ。

第20 交付状況の報告

第21 帳簿及び書類の備付け

1 略

2 事業実施主体等は、産地競争力の強化の取組に係る事業<u>及び</u>農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあっては、強い農業づくり事務取扱い第3に定める次に掲げる関係書類を、整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあっては、(7)を除くものとする。

(1)~(7) 略

3 経営改善の取組に係る事業にあっては、農地利用効率化実施 要綱第9に定める帳簿等関係書類を、担い手確保・経営強化の 取組に係る事業にあっては、担い手確保実施要綱別記の第6に 定める帳簿等関係書類を、事業実施主体等及び助成対象者は整 理保存するものとする。

# 第23 財産の処分

1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し、強い農業づくり事務取扱い第5の3、持続的生産強化交付等要綱第28の条件、スマート農業交付等要綱第32の条件又は担い手育成・確保等交付要綱第25の条件のほか、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

(1)~(5) 略

2 間接補助事業における事業実施主体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1の(1)から(5)に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。この場合において、補助事業者<u>(経営改善の取組に係る事業及び担い手確保・経営強化の取組に係る事業の補助事業者を除く。)</u>は事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ強い農業づくり事務取扱い第5の3又は承認基準の定めるところにより財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

 $3\sim6$  略

第24 交付決定の取消し及び補助金返還

第25 附帯事務費及び工事雑費

# 第26 事業の着手の特例

事業の着手(機械等の発注を含む。)又は着工(以下「着手等」という。)については、原則として、第6に定める補助金の交付の

 $(1)\sim(7)$  略

3 <u>生産の効率化</u>の取組に係る事業にあっては、農地利用効率化 実施要綱第9に定める帳簿等関係書類を、担い手確保・経営強 化の取組に係る事業にあっては、担い手確保実施要綱別記第6 に定める帳簿等関係書類を、事業実施主体等及び助成対象者は 整理保存するものとする。

○国要綱の趣旨 改正による整備

# 第22 財産の処分

1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し、強い農業づくり事務取扱い第5の3、持続的生産強化交付等要綱第28の条件<u>Vは</u>スマート農業交付等要綱第32の条件<u>並びに</u>「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

○所要の整備

(1)~(5) 略

2 間接補助事業における事業実施主体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1の(1)から(5)に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。この場合において、補助事業者は事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ強い農業づくり事務取扱い第5の3又は承認基準の定めるところにより財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

○所要の整備

 $3\sim6$  略

第23 交付決定の取消し及び補助金返還

第24 附帯事務費及び工事雑費

# 第25 特例措置

<u>交付決定前着手(機械等の発注を含む。)又は着工(以下「着手</u>等」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。

決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業 の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手等をする必要がある場合 には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 産地競争力の強化の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大 の取組に係る事業、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に 係る事業、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業及 び別表に掲げる推進事業の場合

事業実施主体等は、強い農業づくり事務取扱い第1の5、スマート農業交付等要綱別紙3の別添4又は持続的生産強化実施要領第5の2に定める交付決定前着手届(別表に掲げる推進事業にあっては別記第19号様式による。)を、着手等の前に補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

(2) 経営改善の取組に係る事業及び及び担い手確保・経営強化に係る事業の場合

助成対象者は、補助事業者が定める交付決定前着手届を、 着手等の前に補助事業者に提出するものとする。

(3) (1)にあっては、総合振興局長等は、着手等の必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

## 第27 産地競争力の強化の取組に係る事業の留意事項

- 1 <u>産地競争力の強化の取組に係る事業にあっては、</u>この要領に 定めるもののほか、事業の実施<u>及び</u>事業により整備した施設等 の管理運営等<u>に関し、</u>強い農業づくり事務取扱い第1、第5及 び第6により<u>必要な諸手続を</u>行うものとする。この場合にあっ ては、「都道府県知事」とあるのを「知事又は総合振興局長等」 と読み替えるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により強い農業づくり事務取扱い第5 の3の(4)及び4に定める<u>届出等</u>があった場合は、必要な指導及 び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じその 指示を受けるものとする。

第28 補助事業者等に対する調査等

<u>附則(令和5年5月19日付け経営第210号)</u> この要領は、令和5年5月19日から施行する。 (1) 補助事業の着手等は、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手等をする必要がある場合には、事業実施主体等は、強い農業づくり事務取扱い第1の5、スマート農業交付等要綱別紙3の別添4又は持続的生産強化実施要領第5の2に定める交付決定前着手届(別表に掲げる推進事業にあっては別記第19号様式による。)をあらかじめ第2の例により補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

### 第26 事業実施の手続

- 1 この要領に定めるもののほか、事業の実施や事業により整備 した施設等の管理運営等<u>において必要な諸手続は、</u>強い農業づ くり事務取扱い第1、第5及び第6により行うものとする。こ の場合にあっては、「都道府県知事」とあるのを「知事又は総合 振興局長等」と読み替えるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により強い農業づくり事務取扱い第5の3の(4)及び4、農地利用効率化実施要綱別記のIの第1の5の(3)、IIの第1の4の(2)、IIIの第1の5の(2)並びに担い手確保実施要綱別記第1の6の(3)に定める届け出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

第27 補助事業者等に対する調査等

○所要の整備